（注2）

ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの対象とし、当該プロテクションが当該複数の資産のうち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終了するものについて準用する。

5　前項の規定にかかわらず、第九項の規定により第二項第三号の想定元本の額を算出する場合以外の場合にあっては、銀行持株会社又は連結子法人等がプロテクションを提供したクレジット・デリバティブのアドオンの額を零とすることができる。

6　第二項第一号及び第二号に掲げる額を算出するに当たっては、その算出対象となるデリバティブ取引等が法的に有効な相対ネッティング契約（第三項第四号に規定する法的に有効な相対ネッティング契約をいい、ウォーク・アウェイ条項を含むものを除く。以下この項及び第八項において同じ。）の対象である場合には、第三項本文及び前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額に代えて、当該各号に定める額を用いることができる。

一　再構築コストの額　ネット再構築コストの額（法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位ごとに算出した時価を相殺した後の純額をいい、当該額が零を下回る場合には、零とする。次号において同じ。）

二　アドオンの額　次の算式により得られた額（以下この号において「ネットのアドオン」という。）

$$A_{Net}=0.4\times A_{Gross}+0.6\times\frac{RC_{Net}}{RC_{Gross}}\times A_{Gross}$$

A_{Net}は、ネットのアドオン

A_{Gross}は、グロスのアドオン（法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位ごとに算出したアドオンの額を合計した額）

RC_{Net}は、ネット再構築コストの額

RC_{Gross}は、グロス再構築コストの額（法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位ごとに算出した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合計した額）

7　第三項の規定は、前項第一号に定める額について準用する。この場合において、第三項中「前項第一号の再構築コストの額は、デリバティブ取引等を時価評価することにより算出した額」とあるのは「第六項第一号に定める額は、同項に規定する法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位ごとに算出した時価を相殺した後の純額」と、「の再構築コストの」とあるのは「に定める」と読み替えるものとする。

8　第四項及び第五項の規定は、第六項第二号の算式の法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位ごとに算出したアドオンの額について準用する。この場合において、第四項中「第二項第二号のアドオンの額」とあるのは、「第六項第二号の算式の法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位ごとに算出したアドオンの額」と読み替えるものとする。

9　第二項第三号の想定元本の額を算出するに当たっては、銀行持株会社又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブの想定元本の額から銀行持株会社又は連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブ（次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものに限る。次項において同じ。）の想定元本の額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とすることができる。

一　参照債務が単一の債務である場合　次に掲げる全ての要件を満たすもの

イ　銀行持株会社又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブと参照組織が同一であり、参照債務の優先順位が同一又はそれよりも劣後する債務であること。

ロ　銀行持株会社又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブと残存期間が同一又はそれよりも長期であること。

二　参照債務が二以上の債務である場合　次に掲げる全ての要件を満たすもの

イ　銀行持株会社又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブの参照債務が、購入したクレジット・デリバティブの参照債務により完全に保全されていること。

ロ　銀行持株会社又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブと残存期間が同一又はそれよりも長期であること。

10　銀行持株会社又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブを時価評価することによって資本の額（第四条に規定する「資本の額」をいう。以下この項において同じ。）が減少している場合には、当該減少額を前項の銀行持株会社又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除することができる。この場合において、銀行持株会社又は連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブを時価評価することによって資本の額が増加している場合には、当該増加額を銀行持株会社又は連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除するものとする。

11　デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額と当該デリバティブ取引等により生じる債務の額とを相殺した後の額の合計額が、連結貸借対照表上に計上されているかどうかにかかわらず、当該対価の額を第一項第二号のデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額とする。

12　第一項第二号のデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額を算出するに当たっては、当該デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額（前項の規定による相殺前の額を含む。）から、次に掲げる全ての要件を満たすデリバティブ取引等について現金で差し入れた変動証拠金の額（デリバティブ取引等の再構築コストの額が零を下回る場合には、当該額を零から差し引いた額を上限とする。）を控除することができる。

一　銀行持株会社又は連結子法人等が現金で差し入れた変動証拠金が分別管理されていないこと。

二　デリバティブ取引等について銀行持株会社又は連結子法人等が営業日ごとに時価評価を行っており、差し入れた変動証拠金の額が当該時価評価により得られた額以上であること。

三　銀行持株会社又は連結子法人等が変動証拠金として差し入れた現金がデリバティブ取引等の決済通貨と同一であること。

四　デリバティブ取引等と変動証拠金が同一の法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるものであること。

（レポ取引等に関する額）

第八条　第五条第三号に掲げる額は、次に掲げる額（自己の名をもって他人の計算において行うレポ形式の取引に関連する資産の額を除く。）の合計額とする。

一　レポ形式の取引における現金の受取債権の額（レポ形式の取引における現金の受取債権の額と現金の支払債務の額とを相殺した後の合計額が、連結貸借対照表上に計上されているかどうかにかかわらず、当該受取債権の額とする。次項において同じ。）の合計額

二　レポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額の合計額

2　前項第一号のレポ形式の取引における現金の受取債権の額を算出するに当たっては、当該受取債権を生じたレポ形式の取引及び現金の支払債務を生じたレポ形式の取引（以下この項において「両取引」という。）が同一の取引相手と行われたものであって、当該受取債権及び当該支払債務が次に掲げる全ての要件を満たす場合には、当該受取債権の額から当該支払債務の額を控除することにより得られた額を当該受取債権の額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とすることができる。